告示

○法務省告示第三百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十九日

法務大臣　江田　五月

第二号イの表株式会社常盤コンクリート工業所、株式会社三宅精機及び有限会社田辺工業の項を削る。

第二号ロの表三高チエン株式会社の項中「鉄工」を「鉄工、機械保全」に改め、株式会社ニッセイエコの項中「プラスチック成形」を「プラスチック成形、機械加工」に改め、同表に次のように加える。

株式会社北原製作所	群馬県伊勢崎市日乃出町六百四十番地	機械加工
株式会社常盤コンクリート工業所	埼玉県さいたま市緑区大字三室千百九十九番地	鉄筋施工
株式会社川元工務店	埼玉県所沢市東所沢二丁目五十三番地の六	型枠施工
株式会社アファナ	東京都練馬区大泉学園町四丁目十七番十八号	石材施工
株式会社後藤製作所	静岡県磐田市南平松二番地五	金属プレス加工
株式会社三宅精機	愛知県名古屋市南区東又兵ヱ町一丁目五十七番地一	機械加工
大西工業株式会社	兵庫県加古川市神野町西条七百九十番地の一	機械加工
有限会社田辺工業	広島県府中市木野山町二百九十九番地	仕上げ
ミナミ工業株式会社	広島県東広島市八本松町原一万八百八十三番地四十	鉄工
株式会社サステック	広島県山県郡北広島町大朝五千三百十一番地	工場板金

○法務省告示第三百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十九日

法務大臣　江田　五月

第二号の表アイテック株式会社の項中「金属プレス加工」を「金属プレス加工、機械検査」に改め、株式会社枝本組の項中「広島県尾道市山波町三千八十六番地二十四」を「広島県尾道市高須町五千百七十八番地五」に改める。

○法務省告示第三百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十九日

法務大臣　江田　五月

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社ウェルシーファーム	畜産農業
栃木県那須郡那須町大字豊原丙四千七百七十三番地	

○法務省告示第三百五十四号

東京都新宿区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年八月十九日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、新宿区役所又は東京法務局に照会すること。

平成二十三年七月十九日

法務大臣　江田　五月

東京都新宿区西大久保三丁目五十番地

細川　榮吉

○外務省告示第二百五十号

平成二十三年七月四日にプノンペンで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十三年七月十九日

外務大臣　松本　剛明

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年七月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十三年七月十九日

○財務省告示第二百四十五号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第六項の規定に基づき財務大臣が定めるものを次のとおり定める。

平成二十三年七月十九日

財務大臣　野田　佳彦

株式会社国際協力銀行法（以下「法」という。）第十二条第六項に規定する財務大臣が定めるものは、資本金の額若しくは出資の総額が十億円未満の会社であって、法第二条第六号イに規定する中小企業特定事業を営むもののうち、法第二条第六号に規定する中小企業者以外のものとする。

○厚生労働省告示第二百三十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表補助金等の名称の欄中

「独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金」を

「独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金
独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費補助金」に、

「予防接種対策費補助金」を「予防接種対策費補助金
老人保健事業推進費等補助金」に、

「老人保健事業推進費等補助金」を「予防接種対策費補助金
老人保健事業推進費等補助金
医薬品・医療機器等安全性情報等対策推進事業費補助金
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合推進事業費補助金
医薬品・医療機器等戦略相談推進事業費補助金」に、

「血液確保事業等補助金
医薬品・医療機器等安全性情報等対策推進事業費補助金
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合推進事業費補助金
医薬品・医療機器等戦略相談推進事業費補助金
ワクチン製造設備整備費補助金」を「血液確保事業等補助金
医薬品・医療機器等安全性情報等対策推進事業費補助金
医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合推進事業費補助金
医薬品・医療機器等戦略相談推進事業費補助金
ワクチン製造設備整備費補助金
後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金」に、「後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金
後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金
高齢者医療運営円滑化等補助金」を「後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金
後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金
高齢者医療運営円滑化等補助金
国民健康保険特別対策費補助金」に、

「国民健康保険組合特別対策費等補助金」を「国民健康保険組合特別対策費等補助金
全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金」に、

「全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金
全国健康保険協会病床転換支援金補助金」を「全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金
全国健康保険協会病床転換支援金補助金
国民健康保険団体連合会等補助金」に、

「国民健康保険団体連合会等補助金」を「国民健康保険団体連合会等補助金
人福祉施設等整備費補助金」に、

「人福祉施設等整備費補助金」を「人福祉施設等整備費補助金
介護老人保健施設等整備費補助金」に、

「介護老人保健施設等整備費補助金」を「介護老人保健施設等整備費補助金
介護老人福祉施設等整備費補助金」に、

「介護老人福祉施設等整備費補助金」を「介護老